

契約の方法及び入札の条件

1 契約の方法

福島県条件付一般競争入札実施要領に基づく「条件付一般競争入札」とする。

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。この場合の入札には、失格又は入札参加資格を有しない者は再度入札に参加できないものとする。

なお、再度入札を行った場合で再度入札を執行しても落札候補者がいないときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約とする場合がある。

入札者がいない場合は、当該入札は取りやめる。

2 入札の条件等

入札の際提示すべき条件は、次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

入札説明書のとおりとする。

(2) 入札保証金

入札説明書のとおりとする。

(3) 最低制限価格

施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づき最低制限価格を設定する。

(4) 落札者

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者から第 2 順位までの者を落札候補者とし、第 1 順位の者から順に入札参加資格の確認を行った上で落札者を決定する。

(5) 契約保証金

入札説明書のとおりとする。

(6) 前払金

財務規則第 112 条で定める前金払は次のとおりとする。

ア 第 1 項に定める前金払

請負代金額の 5 割以内の額（1 万円未満の端数は切り捨てる。）

イ 第 2 項に定める中間前金払

請負代金額の 2 割以内の額（1 万円未満の端数は切り捨てる。）

(7) 部分払

財務規則第 238 条で定める部分払は、工事の既済部分に対する代価の 10 分の 9 以内の額（1 万円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、既済部分に対する代価が請負代金の 10 分の 5（中間前金払の約定をするときは 10 分の 6（前払金の約定をしないときは 10 分の 3））を超えた場合に限る。

なお、部分払の回数は規則第 239 条第 3 項で定めるところによる。

(8) 工期

工期は入札公告のとおりとする。

ただし、工事の着手時期は、本契約締結の日から 7 日以内において工事発注者（以下「甲」という。）が指定する日とする。

(9) 建設業退職金共済組合への加入

建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

(10) 建設労務者の休養

日曜、祝日、休日は労務者を休業させるよう配慮すること。

(11) 現場代理人等届

請負者（以下「乙」という。）は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 10 条第 1 項に定める本工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者及び専門技術者を定め、契約締結の日から 5 日以内に経歴書を添付して甲に提出すること。

(12) スライド条項に基づく請負代金額の変更

約款第 25 条第 1 項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が 2 箇月以上あり、かつ甲又は乙の請求があったときに行うこととする。スライドの対象となる残工事（乙の責により遅延していると認められる残工事量は含まない。）は、第 1 項の請求があった日から起算して 14 日以内に監督員が確認する。

(13) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更

約款第 25 条第 5 項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が 2 箇月以上あり、かつ甲又は乙の請求があったときに行うこととする。

また、甲又は乙は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

(14) インフレ条項に基づく請負代金額の変更

約款第 25 条第 6 項でいう請負代金額の変更は、基準日から残工事の工期が 2 箇月以上あり、かつ甲又は乙の請求があったときに行うこととする。

また、甲又は乙は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

(15) 不可抗力による損害の負担

約款第 29 条第 3 項に定める損害額の負担を求めるときは、善管処理を裏付ける資料を添付すること。

また、同条第 4 項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、1 回の損害額が当初の請負代金額の 100 分の 1（この額が 20 万円を超えるときは 20 万円）に満たないものは損害額に含めないものとする。

(16) 下請負に付す場合の遵守事項

工事の一部を下請負に付する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。

(17) 監理技術者

工事現場に専任で配置することとなる監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者で必要な講習を受けている技術者を配置すること。

(18) 工事請負契約書

「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、特約条項として別記の条項を挿入する。

(19) 経営事項審査

入札説明書のとおりとする。

(20) 契約確定の時期

地方自治法第 234 条第 5 項の規定により甲及び乙が記名押印したときに確定する。

(21) 見積内訳総括表

入札参加者又は入札参加者の代理人は、見積内訳総括表（低入札価格調査事務処理要領様式第 6 号）を提出しなければならない。見積内訳総括表の提出がない場合、当該入札は無効とする。

(22) 見積内訳書

入札参加者又は入札参加者の代理人は、見積内訳書（数量・単価・金額等を明らかにしたものに限る。）を提出しなければならない。見積内訳書の提出がない場合、当該入札は無効とする。

入札の際に提示すべき書類は次のとおりとする。

設計書（金額抜き）、設計図、仕様書

[別記]

特 約 条 項

第 1 乙は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 3 条第 1 項に規定する請負代金内訳書の提出を要しない。

第 2 乙は、約款第 4 条第 1 項に規定する契約の保証を付すことを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が 500 万円以上となった場合は、この限りではない。

（注 この特約条項は、落札額が 500 万円未満の場合に特約することとし、500 万円以上の場合は特約しない。この場合、特約条項第 3 以下の各条項を 1 条繰り上げることとする。）

第 3 約款第 34 条第 1 項中「10 分の 4」とあるのは「10 分の 5」と、同条第 3 項中「1,000 万円以上で、かつ、工期が 100 日以上」とあるのは「300 万円以上」と、同条第 6 項中「10 分の 4」とあるのは「10 分の 5」と、「10 分の 6」とあるのは「10 分の 7」と、同条第 7 項及び同条第 8 項中「10 分の 5」とあるのは「10 分の 6」と、「10 分の 6」とあるのは「10 分の 7」と読み替えて、この規定を準用する。

第 4 約款第 37 条第 1 項ただし書きの表中、請負代金の額が 2,000 万円以上の場合、甲、乙協議して定める回数は 3 回（中間前金払をする場合は 2 回）とする。